



令和6年度 補助金事業実績報告書

令和7年4月30日

函館市長 大泉 潤 様

住 所 函館市東雲町4番13号

函館市教育委員会生涯学習部内

申請者 団体名 函館ユネスコ協会

代表者名 会 長 松宮健治

補助事業等の名称 函館ユネスコ協会事業

令和6年4月1日函教生をもって補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、令和7年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額	金	40,000	円
補助金等領収済額	金	40,000	円
補助金等領収未済額	金	0	円

令和6年度(2024年度) 補助事業等の収支決算書

収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額※		本年度決算額		増減		内訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
会費	266,000	266,000	134,000	134,000	132,000	132,000	個人会員 65,000*18人 準会員 62,000*7人 賛助会員 610,000*3人
補助金	40,000	40,000	40,000	40,000	0	0	函館市補助金
協賛金	0	0	0	0	0	0	
雑収入	1,000	1,000	6	6	994	994	預金利息
繰越金	0	0	0	0	0	0	
合計	307,000	307,000	174,006	174,006	132,994	132,994	

※R6函館ユネスコ協会総会 議決予算額

支出の部

(単位:円)

項目	本年度予算額※		本年度決算額		増減		内訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
事務費	100,000	100,000	31,491	31,491	68,509	68,509	事務消耗品, 郵便料ほか
会議費	10,000	10,000	0	0	10,000	10,000	理事会経費等
事業費	105,000	105,000	62,615	62,615	42,385	42,385	各種事業経費
負担金	90,000	90,000	79,900	79,900	10,100	10,100	日本ユネスコ協会・北海道ユネスコ連絡協議会負担金
予備費	2,000	2,000	0	0	2,000	2,000	
合計	307,000	307,000	174,006	174,006	132,994	132,994	

※R6函館ユネスコ協会総会 議決予算額

※収支差引額

0円 (次年度繰越額)

※単年度収支:

0 (返還不要)

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 昭和26年7月2日
	構成員 28名 個人会員18人 賛助会員3人 準会員7人
	営む主な事業 函館市内及び近郊の住民を対象として、「普及活動」「青少年育成事業」「国際交流事業」を重点に，国際社会の進歩に貢献しうる人材の育成，そして，函館地域の発展，さらには世界平和と人類の福祉に寄与することを目的として，各種事業を推進している。
補助事業等の内容	<p>1 普及事業</p> <p>①各種団体等の実施事業に対する後援等（圭星書道展）</p> <p>②平和の文化国際記念事業「平和の鐘を鳴らそう」の実施 8月15日 市内7寺院3教会 参加者 30名</p> <p>③地球まつり（中止）</p> <p>④ユネスコの集いの開催（②と同時開催）</p> <p>⑤ユネスコ学習会 第57回北海道ユネスコ大会 （北広島大会）への参加 4名</p> <p>2 青少年育成事業</p> <p>①「ユネスコファミリー劇場」 12月24日 函館中央図書館 参加者 50名</p> <p>3 国際交流事業</p> <p>①「留学生との交歓の集い」の開催 11月24日 函館コミュニティプラザ「Gスクエア」 留学生15名，ソロプチ・ユネスコ会員15名 参加</p> <p>4 各種ユネスコ大会等への参加</p> <p>② 第57回北海道ユネスコ大会（北広島大会）への参加 3名</p> <p>② 第80回日本ユネスコ全国運動 in 新居浜 欠席</p>
補助事業等の実施による効果	<p>1 ユネスコの集い「平和の鐘を鳴らそう」等を通じ，函館市および近郊の住民や会員に対し，ユネスコの精神の普及を図ることができた。</p> <p>2 寺子屋募金等の国際的な取り組みを通じ，世界平和に向けた函館ユネスコ協会事業を推進することができた。</p> <p>3 市内の小中学校を対象に，書き損じハガキキャンペーンの周知を図るなど，社会教育の振興に貢献することができた。</p>
備考	

- (注) 1. この様式は，補助金等の交付を申請し，または，これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 補助事業等の内容は，詳細に記載すること。（別紙も可）
3. 工事の施行を伴う場合は，その実施設計書および図面を添付すること。
4. その他必要と認められた書類を添付すること。